

遠賀町避難行動要支援者
避難支援計画

令和2年12月（改訂）
遠 賀 町

—目次—

1	避難支援計画の目的.....	1
2	避難行動要支援者名簿登録の対象者.....	1
3	避難行動要支援対象者情報の収集の方法.....	2
4	避難支援体制（関係機関の役割分担等）.....	4
5	避難情報の発令・伝達方法.....	4
6	避難誘導の手段・経路等.....	5
7	避難所における支援方法.....	6
8	避難行動要支援者避難訓練の実施.....	7

1 避難支援計画の目的

近年、相次ぐ水害や震災の経験から、高齢者や障がいのある人等災害発生時に自ら避難することが困難な人たちへの支援対策が重要課題となっている。

そうした中、平成26年4月に「災害対策基本法」の改正が行われ、高齢者や障がいのある人等の特に配慮を必要とするもの（以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置づけ、避難行動要支援者について町が「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、本人の同意を得て関係者に情報提供することや非同意者の名簿の情報の取り扱い等について、この法の中で整備が行われている。

このような動きを受けて、当町の避難行動要支援者の対象者を明確にし、必要な情報の把握及び活用方法を定め、支援に係る自助・共助・公助の役割分担や関係機関の支援体制等を整備するため、「遠賀町避難行動要支援者避難支援計画」を策定する。

2 避難行動要支援者名簿登録と個別支援プラン作成の対象者

災害時に避難支援等関係者^{*1}が事前に情報を把握しておくことにより、避難誘導や安否確認その他適切な救助活動を速やかに行うことを目的として、本人の同意を得た上で避難行動要支援者個別支援プラン（以下「個別支援プラン」という。）を作成する。

名簿登録とプラン作成の対象者となる避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当し、在宅者で災害時に自力で避難することが困難な者とする。

- (1)介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態において、要介護3以上の判定を受けている者
- (2)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (3)療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳で障害の程度が重度（総合判定A）の判定を受けた者
- (4)障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けているひとり暮らしの者
- (5)精神保健及び障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (6)福岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象者で特定疾患医療受給者証を有する者
- (7)その他、町長が必要と認める者

なお、個別支援プラン作成に当たっては、支援すべき避難行動要支援者の優先度を検討し、浸水想定地域等被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

3 避難行動要支援者名簿と個別支援プランの運用方法

1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、名簿登録及び個別支援プラン作成の制度について、広報等で町民への周知を図り、関係課が保有する次に掲げる台帳・名簿を通じて、避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名等）により「避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 要介護認定者台帳
- (3) 身体障害者手帳交付台帳
- (4) 療育手帳交付台帳
- (5) 自立支援医療費（精神通院）支給認定者名簿
- (6) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

なお、名簿情報は遠賀町個人情報保護条例第8条の規定に反しない限りにおいて、町内部の関係部局で共有に努める。

2) 個別支援プランの作成

個別支援プランは同意方式と手上げ方式の併用により作成を行うものとする。なお、作成にあたっては、避難行動要支援者本人、避難行動要支援者の家族、避難支援者等の各関係者が中心となって、避難場所等について、実行可能な具体的避難手段を話し合いながら作成する。

避難支援者については、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、親族・知人の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮して複数の避難支援者を決めておく。

○同意方式

「避難行動要支援者名簿」に記載されている者に対し、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、親族・知人が連携して個別支援プラン作成への同意を呼びかけ、自らの「申し出」により作成するもの

○手上げ方式

名簿に記載されていない者が、広報、回覧等の案内や自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、親族・知人と連携して個別支援プラン作成を呼びかけ、自ら

の「申し出」により作成するもの

3) 個別支援プランの記載情報

個別支援プランには、避難行動要支援者に関する次の情報を収集して記載する。

- (1) 基本事項：氏名、住所、行政区、生年月日、性別、電話番号、個別支援プラン登録対象区分情報
- (2) 特記事項：避難行動の際に必要な情報、予定避難先、その他
- (3) 緊急連絡先に関する事項：氏名、避難行動要支援者との関係、住所、電話番号
- (4) 避難支援者に関する事項：氏名、避難行動要支援者との関係、住所、電話番号

4) 個別支援プランの共有・管理

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また指定緊急避難場所^{※2}及び指定避難所^{※3}（以下「避難所等」という。）での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者と支援に係る関係者間での情報共有が必須であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要であるため、町、避難行動要支援者本人、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者が個別支援プランを各1部保管するものとする。

なお、個別支援プランは一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。そのため、取り扱いにあたっては、情報の収集方法、管理方法、利用者やその利用目的等を限定する等、厳格な管理を確保するための措置を講じ、誓約書の提出等により守秘義務を確保し、プライバシー保護に万全を期するものとする。

5) 個別支援プランの更新・変更

個別支援プランは、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

なお、個別支援プランに変更が生じた場合や要支援者本人等から変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。

4 避難支援体制（関係機関の役割分担等）

1) 平常時の活動

平常時は、防災関係部局・福祉関係部局で横断的な連携を行い、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者の参加を得ながら避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 町の役割

- ①避難行動要支援者情報の町内部での共有化

- ②個別支援プランの作成・更新及び広報
 - ③避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施
 - ④自主防災組織及び避難支援者の充実強化
- (2) 自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者の役割
- ①個別支援プラン作成への働きかけ
 - ②個別支援プランの更新・変更情報の町への提供
 - ③避難行動要支援者に対する普段からの見守り体制の強化
 - ④避難行動要支援者参加型の防災訓練への参加

2) 災害時の活動

災害発生時は、災害対策本部を中心に、避難支援等関係者が連携して避難行動要支援者の支援にあたるものとする。

(1) 町の役割

- ①避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示等（以下「避難情報」という。）の発令・伝達
- ②避難誘導・避難支援・安否確認・避難状況の把握
- ③避難所等における支援

(2) 自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者の役割

- ①要配慮者及び避難行動要支援者への避難情報の伝達
- ②避難行動の支援
- ③避難所等における要配慮者及び避難行動要支援者の情報収集及び町への情報提供

5 避難情報の発令・伝達

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難情報を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別に定めるものとする。

さらに、町内の要配慮者利用施設^{*4} に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報等の情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、情報伝達は下記によって行うが、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮する。

1) 情報伝達体制の整備

発令された避難情報が確実に避難行動要支援者や避難支援者を含めた避難情報対

象地域の町民全員に届くよう、町及び避難支援等関係者は、電話連絡、直接の訪問等、双方で伝達した事が確認できる「地域ぐるみの情報伝達体制の整備」に努める。

2) 情報伝達手段の確保

避難情報の伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、防災行政無線、LINE、エリアメールや広報車を活用して、多様な情報伝達手段の確保に努める。

6 避難誘導の手段・経路等

災害が発生するおそれがあるために避難情報を発令した場合は、町（災害対策本部災害援助班）及び自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者は地域住民等と連携し、避難誘導を行う。

そのため、平常時から町（災害対策本部災害援助班）及び自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者は役割分担を明確にしつつ、災害発生に備え、情報連携を密に行う。

また、避難行動要支援者も、自宅から避難所等まで実際に避難支援者とともに歩くなど、避難経路を事前に確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定する等、安全な避難の確保に努めるものとする。

7 避難所等における支援方法

1) 避難所における支援対策

- (1) 避難所等においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後、速やかに仮設する。
- (2) 高齢者、障がいのある人等の心身の健康管理や生活リズムを確保するため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の生活支援を実施する。
- (3) 避難行動要支援者の状況に応じ、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。
- (4) 特に体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷き、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設け、必要に応じて冷暖房機器等の環境整備を行う。

- (5) 環境整備に必要な設備等については、備蓄品で対応するほか、各種事業者との事前協定を締結する等により、通常時から対応等を講じておくこととする。
- (6) 避難所等では、避難行動要支援者の様々な要望を把握するため、災害対策本部災害援助班、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者が中心となり、避難支援者の協力を得つつ、「避難行動要支援者用相談窓口」を設ける。
- (7) 避難行動要支援者用相談窓口では、避難所等での女性や乳幼児の要望を把握するため、女性を配置する等の配慮を行う。
- (8) 避難所等における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

2) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられ、安心して生活ができる体制を整備した「福祉避難所」を災害時に確保できるよう、避難行動要支援者情報をもとに施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定することを検討する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、相談等に関連する職員の確保が比較的容易である、老人福祉法に規定する老人福祉センター^{※5}等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について避難行動要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

8 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、防災活動だけでなく、普段からの声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

このため、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、避難支援者が中心となり、災害時避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や避難経路の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

※1 避難支援等関係者

○災害対策基本法

第四十九条の十一

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

※2 指定緊急避難場所

○災害対策基本法

第四十九条の四

市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

※3 指定避難所

○災害対策基本法

第四十九条の七

市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四十九条の八

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

※4 要配慮者利用施設

○水防法

第十五条

市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を言い、これを設置しない市町村ニアつては、当該市町村の長とする。事項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第八条

市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

※5 老人福祉センター

○老人福祉法

第二十条の七

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

遠賀町避難行動要支援者個別支援プラン作成申請書

記入日 年 月 日

私は、「遠賀町避難行動要支援者個別支援プラン」への登録を申請します。下記の個人情報を遠賀町の関係部署や自主防災組織(自治会)、民生委員・児童委員、避難支援者、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、福祉ネットワーク、遠賀郡消防署、折尾警察署等の地域支援団体に提供し、災害時あるいは災害発生の場合、支援活動を円滑に行うための平常時の見守り活動にも使用することに同意します。

登録者情報	フリガナ		性別	フリガナ	登録者との関係		
	氏名 (同意署名)		男・女	代筆者 氏名			
	住所			生年月日	年 月 日		
	連絡先	(自宅)	-	-	行政区		担当 民生委員
		(携帯)	-	-	隣組名		
	同居家族 氏名						
	世帯区分 □に✓してください	<input type="checkbox"/> 高齢独居 <input type="checkbox"/> 高齢のみ <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> その他()		身体区分 □に✓してください	<input type="checkbox"/> 身障 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> 介護認定区分()		
特記事項 ※避難誘導等の際に必要な情報をお書きください。	移動時に必要な器具等、留意点：						
	かかりつけの病院： 常用薬： 既往症： その他、伝えておきたい事						
緊急連絡先①	フリガナ			連絡先	(自宅)	-	-
	氏名				(携帯)	-	-
	住所				登録者との関係		
緊急連絡先②	フリガナ			連絡先	(自宅)	-	-
	氏名				(携帯)	-	-
	住所				登録者との関係		
避難支援者①	フリガナ			連絡先	(自宅)	-	-
	氏名				(携帯)	-	-
	住所				登録者との関係		
避難支援者②	フリガナ			連絡先	(自宅)	-	-
	氏名				(携帯)	-	-
	住所				登録者との関係		